

建設技術審査証明事業

(建設機械施工技術)

実施要領

令和3年6月

建設技術審査証明協議会 会員

一般社団法人日本建設機械施工協会
施工技術総合研究所

建設技術審査証明事業（建設機械施工技術） 実施要領

（総則）

- 第1条** 本実施要領は、民間法人において研究・開発された新技術の建設事業への適正かつ円滑な導入を図り、もって建設技術水準の向上を図ることを目的として、一般社団法人日本建設機械施工協会が実施する建設技術審査証明事業（以下、「審査証明」という。）に適用する。
- 2** この審査証明に係わる業務は、協会付属の施工技術総合研究所（以下、「研究所」という。）において実施する。

（審査証明の対象技術）

- 第2条** 審査証明の対象とする技術は、河川、道路、海岸等の次に掲げる技術（以下、「建設機械施工技術」という。）とする。
- 一. 建設事業の機械施工に関する技術
 - 二. 機械・設備・器具等の開発、改良、製作、運用、管理等に関する技術

〔具体例〕

- ・ 建設機械の自動化技術
- ・ 情報化施工、無人化施工機械・システムに係わる開発技術
- ・ トンネル、基礎等の掘削技術、探査・検知技術等に係わる開発技術
- ・ 鋼・コンクリート構造物の補修・補強に係わる開発技術
- ・ 建設機械の振動制御機構、排ガス浄化装置等の新しい機械、機構、装置の開発技術

（審査証明依頼の前提条件）

- 第3条** 審査証明を依頼しようとするもの（以下、「依頼者」という。）は、依頼時点において以下に示す各号を全て満たすものとする。
- 一. 審査証明の依頼のあった技術（以下、「依頼技術」という。）の技術内容に係わる全てについて開示できるものであること。
 - 二. 依頼技術の内容等において虚偽があってはならないこと。
 - 三. 依頼技術は違法性のないものであること。
 - 四. 依頼技術に係わる産業財産権等の権利侵害等のないものであること。
 - 五. 依頼者が複数の場合は、依頼技術に係わる各依頼者の責任の所在が明確にされていること。
 - 六. 依頼技術に起因する工事事故等が生じた際の責任は、全て依頼者が負うものであること。
 - 七. その他審査証明に係わる本実施要領以外の事項については依頼者の責任に帰属するものであること。

（審査証明の依頼）

第4条 依頼者は、依頼様式－1に定める審査証明依頼書に必要事項を記入し、研究所へ資料を添えて依頼するものとする。

- 2 前項の資料は、既存技術との対比、開発の趣旨と開発目標および実績等を記載した技術概要説明書（依頼様式－2）のほか、依頼者の責任において作成した確認試験報告書等の研究成果書、依頼技術のパンフレット、依頼技術の使用マニュアル、会社概要等の審査証明に必要な全ての資料とする。

（審査の方法）

第5条 依頼技術の審査は、第6条に定める受付審査により審査証明の対象としての適否を審査し、適合した依頼技術について、第9条に定める技術審査を行うものとする。

（受付審査）

第6条 審査証明の依頼のあった技術については、研究所職員により構成される受付審査会において、別紙－1に定める受付審査基準により審査証明対象としての適否を審査するものとする。

（依頼者との協議）

第7条 前5条の受付審査の結果、審査証明対象として適当と認められた依頼技術について、研究所は次の各号について依頼者と協議できるものとする。

- 一．審査証明の範囲
- 二．審査期間
- 三．所要経費
- 四．所要経費の納入方法
- 五．審査証明書の作成に関する事項
- 六．提出資料の種類と提出部数
- 七．その他

（審査証明の依頼の承諾）

第8条 前条の依頼者との協議が整ったとき、研究所は別紙－2に定める審査証明依頼承諾書を依頼者へ発行するものとする。

（技術審査）

第9条 研究所は、前条により審査証明の依頼が承諾された技術（以下、「依頼承諾技術」という。）毎に建設技術審査証明委員会（以下、「審査証明委員会」という。）を設置し、技術審査を行うものとする。

- 2 前項の審査証明委員会の委員は、依頼承諾技術に関して学識経験を有する者ま

たは専門的知識を有する者などのうちから研究所が選任するものとする。ただし、依頼承諾技術の開発・汎用等に直接関与している者等は除外するものとする。

- 3 技術審査は、依頼者が提出した資料に対して行い、必要に応じて確認試験等を実施するものとする。
- 4 審査証明委員会は、国等が定める技術指針等を参考に、依頼承諾技術の内容、開発の趣旨および開発目標に応じて性能の確認を主眼として技術審査の基準を定め、依頼された証明事項の正当性のみを審査するものとする。
- 5 技術審査の期間は、審査証明委員会が設立されてから原則として6ヶ月以内とし、審査証明委員会の回数は3回とする。ただし、特に審査証明委員会が必要と認めた場合には追加開催できるものとする。

(資料の説明)

第10条 審査証明委員会は、技術審査の過程において必要に応じ、依頼者に対し審査証明委員会に出席を求め、資料の説明を求めることができる。

(資料の追加等)

第11条 審査証明委員会は、技術審査の過程において新たに必要となった資料の提出等を依頼者に求めることができる。

- 2 前項に関して審査証明委員会が確認試験等の必要を認めた場合、研究所は公的機関における試験あるいは現場試験を依頼者に指示することができる。

(審査証明の過程で発生した工業所有権等)

第12条 審査証明の過程における実験または技術改良等の指導に関連して発生した新技術の工業所有権（出願権を含む。）等の取扱いについては、別途、研究所と依頼者が協議してこれを定めるものとする。

(審査証明の報告)

第13条 研究所は、技術審査を終了したときは遅滞なく審査証明書（別紙－3）を作成し、依頼者へ交付するとともに審査証明報告書（別紙－4）を作成し、協議会へ報告するものとする。

(所要経費)

第14条 第7条の第三号の所要経費は、審査証明の申込み料10万円（税別）および審査証明費用300万円（税別）とし、依頼者が負担するものとする。

- 2 前項の審査証明の申込み料は、第8条の審査証明の依頼の承諾までに研究所が要した経費をいう。
- 3 第1項の審査証明費用は、研究所職員の人件費を含む以下の各号に掲げる経費をいう。
 - 一. 審査証明委員会（3回）の運営費

会議費、会場費、委員の旅費交通費・謝金、資料印刷費、研究所職員の旅費

二. 審査証明書（依頼者数）の印刷費

三. 普及活動に関わる費用

報告書の関係機関および委員への送料、協会機関誌への掲載料

四. 研究所ホームページへの掲載料

4 第1項の所要経費以外に審査証明に必要となる以下の各号に掲げる費用は、依頼者が負担するものとする。

一. 依頼者が必要な報告書印刷費

二. 普及活動に用いる報告書（約170部）印刷費（関係機関および委員への配布必要部数）

三. 追加開催された審査証明委員会の運営費

四. 技術審査の過程で必要となった確認試験等に係わる経費

五. その他研究所と協議して必要となった経費

（所要経費の納入方法および精算）

第15条 第7条の規定に基づき、依頼者は所要経費を審査証明依頼承諾書（別紙-2）の受領後、30日以内に研究所へ納入するものとする。

2 研究所は、審査証明書交付後に前条第4項に規定する所要経費以外に必要な経費の請求書を依頼者へ発行するものとし、依頼者は、この請求書受領後30日以内に研究所へ納入するものとする。

3 依頼者が審査証明の途中において審査証明依頼を取り下げた場合、審査証明に必要な資料等を提出できない場合、または依頼承諾技術が開発の趣旨および開発目標に達していると認められない場合には、研究所はその時点で速やかに審査証明の作業を中止して依頼者と協議し、研究所が必要とする前条に係わる経費の精算を行うものとする。

（審査証明書の有効期間および管理）

第16条 審査証明書（別紙-3）の有効期間は、審査証明の内容を審査証明書発行日から5年間とし、研究所は、有効期間満了時まで審査証明に依頼者から提出された資料、報告書等を保管するものとする。

2 研究所は、審査証明された技術について、必要に応じて審査証明を取得した依頼者（以下、「審査証明取得者」という。）へ審査証明書を交付した後の使用実績等の提出を求めることができる。

3 審査証明取得者は、審査証明の取得に必要な資料等を保管し、研究所が求めた場合はそれらを開示するものとする。

（審査証明書の内容変更）

第17条 審査証明書取得技術は、審査証明書発行日から原則として5年以内に審査証明

書記載内容に変更が生じた場合、技術内容の変更を行うことができるものとする。

- 2 審査証明書有効期間内に審査証明書取得技術の技術内容の変更を希望する依頼者は、依頼様式－3に定める審査証明内容変更依頼書に必要事項を記入し、資料を添えて研究所へ依頼するものとする。
- 3 前項の資料は、既取得時の審査証明書の写し、技術内容の変更内容を既取得時と変更依頼時で対比した資料並びにこれを確認できる資料、変更依頼時までの使用実績または使用状況を記した資料等、審査証明書取得技術の技術内容の変更に必要な全ての資料とする。
- 4 研究所は、第7条第一号から第七号について依頼者と協議を行い、協議が整ったとき、別紙－5に定める審査証明内容変更依頼承諾書を発行するものとする。
- 5 研究所は、依頼者より提出された資料に基づき受付審査会または審査証明委員会において審査証明書の内容変更の是非を審査するものとする。
- 6 前項により審査証明書の内容変更が認められた技術については、研究所は、有効期間を既取得時の有効期間とする新たな審査証明書を作成して、依頼者に交付するものとする。

(審査証明書の内容変更の所要経費)

- 第18条** 審査証明書の内容変更の所要経費は、研究所が技術の変更内容を勘案し、別途定めるものとする。
- 2 所要経費の納入方法は、第15条を準用する。

(審査証明書取得技術の更新)

- 第19条** 審査証明書取得技術の審査証明書は、既取得時における記載内容に変更がない場合、有効期間を継続して更新を行うことができるものとする。
- 2 審査証明書取得技術の技術内容の変更を希望する依頼者は、依頼様式－4に定める審査証明書取得技術更新依頼書に必要事項を記入し、研究所へ資料を添えて有効期間の継続に支障のない時期に依頼するものとする。
 - 3 前項の資料は、既取得時の審査証明書の写し、技術内容に変更がある場合はその内容を既取得時と更新依頼時で対比した資料並びにこれを確認できる資料、更新依頼時までの使用実績または使用状況を記した資料等、審査証明書取得技術の更新に必要な全ての資料とする。
 - 4 研究所は、第7条第一号から第七号について依頼者と協議を行い、協議が整ったとき、別紙－6に定める審査証明書取得技術更新依頼承諾書を発行するものとする。
 - 5 研究所は、依頼者より提出された資料に基づき受付審査会および審査証明委員会において審査証明書取得技術の更新の是非を審査するものとする。ただし、技術内容に変更がない場合は審査証明委員会による技術審査を省略するものとする。
 - 6 前項により審査証明書取得技術の更新が認められた技術については、研究所は、

有効期間を既取得時の有効期間満了時の翌日から5年間とする更新の審査証明書を作成して、依頼者に交付するものとする。

- 7 前項の更新の審査証明書の有効期間および管理は、第16条を準用するものとする。

(審査証明書取得技術の更新の所要経費)

第20条 審査証明書取得技術の更新の所要経費は、研究所が技術の更新内容を勘案し、別途定めるものとする。

- 2 所要経費の納入方法は、第15条を準用する。

(審査証明書の取り消し)

第21条 研究所は、以下の各号に該当する場合は、審査会または審査証明委員会を開催し審査証明書の全部または一部を取り消すことができる。

- 一. 審査証明取得者が偽り等の不正の手段により審査証明書を取得したことが明らかとなった場合。
 - 二. 審査証明書取得技術を原因とする事故等が発生した場合。
 - 三. 審査証明取得者が取消しを申し出た場合
 - 四. 審査証明取得者が、審査証明した技術について維持・継続することが困難と認められた場合。
- 2 前項の規定に該当したとき、研究所は直ちに必要な処置を講じたことを審査証明取得者に通知し、登録を抹消または変更するとともに、その旨を公表する。

(普及活動)

第22条 研究所は、審査証明の結果を建設技術水準の向上に資するため、審査証明書取得技術について、以下の各号に掲げる普及活動に努めるものとする。

- 一. 審査証明報告書の国土交通省、関係公団および地方自治体等への配布
 - 二. 機関誌、研究所年報等への掲載
 - 三. 研究所ホームページ(<https://www.cmi.or.jp/>)への掲載等
 - 四. 建設技術審査証明協議会への報告およびJACIC NETへの登録
 - 五. 建設技術審査証明技術報告会の開催
- 2 前項は、第19条の審査証明書の更新にも適用する。

(審査証明された技術の内容表示)

第23条 審査証明取得者は、審査証明書取得技術については、審査証明取得者が作成するパンフレット等に「審査証明書」を添付して審査証明書取得技術であることを明示することができる。明示にあたっては、審査証明された証明内容が明確にわかるように表現しなければならない。

- 2 審査証明取得者は、研究所の承諾を受け、審査証明書取得技術について、審査証明取得者が作成するパンフレット等に、「審査章」を使用することができる。使

用にあたっては、審査章使用承諾依頼書（依頼様式－５）により、研究所の承諾を得るものとする。

（審査証明技術に係わる責任）

第 24 条 審査証明書取得技術に係わるすべての責任は審査証明取得者が負う。

- 2 審査証明書取得技術に係わる責任問題、事故および紛争が生じた場合には、審査証明取得者は遅滞なくその内容等を研究所に報告しなければならない。

附 則

本実施要領は、平成 13 年 1 月 10 日より適用する。

附 則（イ）

本実施要領は、平成 13 年 10 月 1 日より適用する。

附 則（ロ）

本実施要領は、平成 14 年 11 月 1 日より適用する。

附 則（ハ）

本実施要領は、平成 16 年 7 月 1 日より適用する。

附 則（ニ）

本実施要領は、平成 16 年 11 月 1 日より適用する。

附 則（ホ）

本実施要領は、平成 20 年 6 月 1 日より適用する。

附 則（ヘ）

本実施要領は、平成 23 年 10 月 1 日より適用する。

附 則（ト）

本実施要領は、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（チ）

本実施要領は、平成 28 年 7 月 1 日より適用する。

附 則（リ）

本実施要領は、平成 29 年 6 月 1 日より適用する。

附 則（ヌ）

本実施要領は、令和 3 年 6 月 17 日より適用する。

依頼様式－1

建設技術審査証明事業（建設機械施工技術）

審 査 証 明 依 頼 書

令和 年 月 日

一般社団法人日本建設機械施工協会
施 工 技 術 総 合 研 究 所
所 長 真 下 英 人 殿

会 社 名

法人印

代表者氏名

公印

所 在 地

電 話

— —

（依頼者が複数の場合は、以下同様に列記して下さい。）

下記について、「建設技術審査証明事業（建設機械施工技術）実施要領」に記載されている事項を遵守し、審査証明を依頼します。

記

1. 技術名称^{ふりがな} :

(副 題) :

2. 受付資料 :

3. 希望事項 :

4. 窓口担当者 : 氏名^{ふりがな}

住 所

会社名

所 属

電 話

— —

(内線)

E-mail

技 術 概 要 説 明 書

依頼者名	法人名を記載して下さい。なお、依頼者が複数の場合は列記して下さい。
技術名称 (副題)	技術名称は、依頼技術の汎用を図る時に用いる愛称もしくは商標等を記載して下さい。 副題がある場合は依頼技術の一般的な技術名称を記載して下さい。
技術の概要	依頼技術の概要について図表等を用いて簡潔に記載して下さい。
諸元・性能 および適用範囲	依頼技術の構成システム・形状寸法・仕様・性能・適用範囲等について、原則として、実工事等における使用実績または性能確認試験の範囲内で、図表等を用いてわかりやすく、かつ可能な限り定量的な表現で記載して下さい。

<p>既存の技術との対比</p>	<p>既存の技術に対して、依頼技術の特徴ならびに改良点等が明確にわかるように、対比表形式にて記載して下さい。</p> <p>また、依頼技術が、既存の技術の改良技術なのか、それとも全く新しい新技術なのかを明確にわかるように記載してください。</p> <p>比較項目については、適用性・機能性・安全性・耐久性・経済性等の項目に対して、依頼技術に関連する技術基準ならびに指針等を参考に、設定して下さい。</p>
------------------	--

<p>開発の趣旨と開発目標</p>	<p>(開発の趣旨)</p> <p>以下の項目に留意して文章で記載して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発の経緯 ・ どのような技術分野に適用するか ・ その技術の何を開発したのか ・ その技術の果たす役割 ・ その他 <p>(開発目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発の趣旨に照らして設定した開発目標を箇条書きで記載して下さい。なおその際、適用性・機能性・安全性・耐久性・経済性等の区分が明確に分かるよう記載して下さい。
-------------------	---

<p>開発目標達成 の確認方法</p>	<p>開発目標を達成されていることを審査証明委員会が確認するための方法を記載して下さい。</p> <p>その際、開発目標毎に達成されたことを確認した水準・確認するための方法を表形式で記載して下さい。</p>
<p>実績等</p>	<p>実工事等の使用実績と性能確認試験を明確に分けて、対象となる全ての案件について表形式にて記載して下さい。</p> <p>実工事等の使用実績については、年月、場所、件名、発注者、用途、規模・数量、受注者等を表形式にて記載して下さい。</p> <p>性能確認試験については、年月、場所、件名、試験項目、規模・数量、実施会社等を表形式にて記載して下さい。</p>
<p>技術内容の 開示</p>	<p>依頼時点までに技術内容について、学会誌・新聞・機関誌等で公開された全ての案件を記載して下さい。</p>

<p>特許等の 有 無</p>	<p>依頼技術に係わる特許権および実用新案権等については、取得・公開中・出願中の全ての案件毎に、件名・出願人・発明者・番号・経緯書を記載し、手続き等の書類の写しを添付して下さい。</p> <p>さらに、本実施要領第3条の条項を全て満たすことが依頼の前提条件であるため、取得済み以外については、「依頼時点において、依頼技術に係わる特許権等の権利については一切問題が生じなく、審査期間中に問題が生じた場合は速やかに研究所に報告するとともに、それ以降の全ての対応は一切依頼者において対処する」旨も明記して下さい。</p>
<p>関連法規制</p>	<p>依頼技術に係わる法令・基準・指針等があれば記載して下さい。</p> <p>また、当該法令等に係わる行政機関名も記載して下さい。</p>
<p>事故発生時 処置方法</p>	<p>依頼技術の内容に係わる責任の所在を明記して下さい。</p> <p>さらに、「依頼技術を現場等で採用した際に依頼技術に起因する工事事故等が生じた場合および依頼技術に関するクレーム等の申し立てがあった場合は、依頼者が全責任を負うとともに、適切な処理を講ずる。」旨も明記して下さい。</p>

<p>そ の 他</p>	<p>依頼者が複数の場合は、各依頼者が依頼技術に対してどのように関与しているかを明確にするため、依頼者毎に、研究・開発・設計・施工等の依頼技術への係わる区分を表形式で記載して下さい。</p> <p>また、開発時期、汎用に当たっての留意事項、その他依頼技術の表彰経歴等の特記すべき事項を記載して下さい。</p>
<p>添付資料一覧</p>	<p>依頼時に提出される添付資料の一覧を記載して下さい。</p> <p>添付資料には、確認試験報告書等の研究成果書、依頼技術のパフレット、技術の使用マニュアル、会社概要、特許等の手続き書類の写し、等が該当します。</p>

依頼様式－3

建設技術審査証明事業（建設機械施工技術）

審査証明内容変更依頼書

令和 年 月 日

一般社団法人日本建設機械施工協会

施工技術総合研究所

所長 真下英人 殿

会社名

法人印

代表者氏名

公印

所在地

電話

— —

(依頼者が複数の場合は、以下同様に列記して下さい。)

下記について、「建設技術審査証明事業（建設機械施工技術）実施要領」に記載されている事項を遵守し、審査証明内容変更を依頼します。

記

1. 技術名称 :

(副題) :

2. 必要資料 :

3. 希望事項 :

4. 窓口担当者 : 氏名

住所

会社名

所属

電話

— —

(内線)

E-mail

依頼様式－４

建設技術審査証明事業（建設機械施工技術）

審査証明書取得技術更新依頼書

令和 年 月 日

一般社団法人日本建設機械施工協会

施工技術総合研究所

所長 真下英人 殿

会社名

法人印

代表者氏名

公印

所在地

電話

— —

（依頼者が複数の場合は、以下同様に列記して下さい。）

下記について、「建設技術審査証明（建設機械施工技術）実施要領」に記載されている事項を遵守し、審査証明の更新を依頼します。

記

1. 技術名称 :

(副題) :

2. 受付資料 :

3. 希望事項 :

4. 窓口担当者 : ^{ふりがな}氏名

住所

会社名

所属

電話

— —

(内線)

E-mail

依頼様式－5

審査章使用承諾依頼書（建設機械施工技術）

令和 年 月 日

一般社団法人日本建設機械施工協会
施工技術総合研究所
所長 真下英人 殿

会社名

法人印

代表者氏名

公印

所在地

電話

— —

（依頼者が複数の場合は、以下同様に列記して下さい。）

貴協会より取得した建設技術審査証明について、下記により審査章（認定マーク）を使用
したく、ご承諾願います。

記

1. 技術名称 :
(副題) :
(建設技術審査証明 第 号 年 月 日付)
2. 使用目的 :
3. 使用方法 : 例1) カタログ「〇〇〇」への印刷（別紙のとおり）
例2) CD、ビデオ「〇〇〇」の映像（別紙のとおり）
例3) 新聞広告「〇〇〇」への印刷（別紙のとおり）
例4) 技術資料「〇〇〇」への印刷（別紙のとおり）
例5) 製品「〇〇〇」への添付（別紙のとおり）
4. 作成枚数 : 枚
5. その他 : 貴協会の条件による。

会社名

連絡担当者名

郵便番号、住所

TEL

E-Mail

建設技術審査証明事業（建設機械施工技術）

受 付 審 査 基 準

この基準は、依頼のあった技術に対して審査証明対象の適否を判断するために定めるものである。

〈受付け審査基準〉

- 一 要領第 2 条に定められ建設機械施工技術であること。
- 一 使用実績をもつもの、または開発を終了し依頼者において性能確認試験を行ったものであること。
- 一 建設技術の向上に寄与するものであること。
- 一 建設事業において市場性のあるものであること。
- 一 依頼技術の内容の確認が定量的に明確にできるものであること。
- 一 日本語により申込みがなされ、かつ技術内容の説明等の対応がなされるものであること。
- 一 依頼技術の内容の審査のため、審査委員会が指示する試験等を依頼者の負担により実施できるものであること。
- 一 審査証明委員会の技術審査に十分対応できる試験成果等の蓄積があり、審査に著しく困難でないこと。
- 一 依頼技術の使用マニュアルの整備がなされているものであること。
- 一 社会的信用の高い法人が開発した技術であること。

別紙－ 2

建設技術審査証明事業（建設機械施工技術）

審査証明依頼承諾書

令和 年 月 日

（依頼者法人名）

（依頼者代表者名） 殿

一般社団法人日本建設機械施工協会
施工技術総合研究所
所長 真下英人

静岡県富士市大淵 3 1 5 4

電話 0 5 4 5 - 3 5 - 0 2 1 2

令和 年 月 日付けをもって依頼のありました技術について、
下記により承諾します。

記

1. 技術名称 :
（副題） :
2. 所要経費 :
3. 審査証明期間 : 承諾書発行日より原則として6ヶ月間
4. 経費の納入 :
5. 特記事項 :
6. 担当者 : 所属・役職
担当者名
住所
TEL
E-mail

建設技術審査証明事業（建設機械施工技術）

審 査 証 明 書

技術名称 :
(副題) :

(開発の趣旨)

(開発目標)

1. こと。
2. こと。
3. こと。

建設技術審査証明事業（建設機械施工技術）実施要領に基づき、依頼のあった『○○○○』の技術内容について下記のとおり証明する。

令和 年 月 日

一般社団法人日本建設機械施工協会
会 長 金 井 道 夫

記

1. 審査証明結果

上記、開発の趣旨および開発目標に照らして審査した結果、以下の通りであった。

1. ことが確認された。
2. ことが確認された。
3. ことが確認された。

2. 審査証明の前提

3. 審査証明の範囲

4. 審査証明の詳細 (別添)

5. 審査証明の有効期限 本審査証明書発行日 ～ 令和 年 月 日

6. 依頼者

建設技術審査証明事業（建設機械施工技術）

技術審査証明報告書 目 次

序

審査証明委員会名簿

I．概要

- 1．審査証明対象技術
- 2．開発の趣旨
- 3．開発目標
- 4．審査証明の方法
- 5．審査証明の前提
- 6．審査証明の範囲
- 7．審査証明結果
- 8．留意事項および付言

II．審査証明の詳細

- 1．審査証明対象技術
 - 1.1 技術の概要
 - 1.2 技術の特徴
- 2．開発の趣旨
- 3．開発目標
- 4．審査証明の方法
 - 4.1 性能確認試験
 - 4.2 その他
- 5．審査証明結果

付 資 料

- 1．使用マニュアル
- 2．使用実績
- 3．その他

別紙－ 5

建設技術審査証明事業（建設機械施工技術）

審査証明内容変更依頼承諾書

令和 年 月 日

（依頼者法人名）

（依頼者代表者名） 殿

一般社団法人日本建設機械施工協会
施工技術総合研究所
所長 真下英人
静岡県富士市大淵3154
電話 0545-35-0212

令和 年 月 日付けをもって審査証明内容の変更の依頼のありました技術について、下記により承諾します。

記

1. 技術名称 :
（副題） :
2. 所要経費 :
3. 経費の納入 :
4. 特記事項 :
5. 担当者 : 所属・役職
担当者名
住所
TEL
E-mail

別紙－6

建設技術審査証明事業（建設機械施工技術）
審査証明書取得技術更新依頼承諾書

令和 年 月 日

（依頼者法人名）

（依頼者代表者名） 殿

一般社団法人日本建設機械施工協会
施工技術総合研究所
所長 真下英人
静岡県富士市大淵3154
電話 0545-35-0212

令和 年 月 日付けをもつての更新の依頼のありました審査証明書取得技術について、下記により承諾します。

記

1. 技術名称 :
（副題） :
2. 所要経費 :
3. 経費の納入 :
4. 特記事項 :
5. 担当者 : 所属・役職
担当者名
住所
TEL
E-mail

建設技術審査章の使用の承諾書

令和 年 月 日

(依頼者法人名)

(依頼者代表者名) 殿

一般社団法人日本建設機械施工協会
施工技術総合研究所
所長 真下 英人
静岡県富士市大淵 3 1 5 4
電 話 0 5 4 5 - 3 5 - 0 2 1 2

令和 年 月 日付けで依頼のありました審査章（認定マーク）の使用について、下記により承諾します。

記

1. 技術名称 :
副 題 :
(建設技術審査証明 第 号 年 月 日付)
2. 使用目的 :
3. 使用方法 :
4. 特記事項 : 建設技術審査証明事業実施要領を遵守すること。

担当部署 一般社団法人日本建設機械施工協会
施工技術総合研究所